

軽自動車

※軽自動車は全て認印でOKです

依頼者様をご用意するもの

3. 名義変更（使用者または所有者に変更があった場合）

□新使用者が用意するもの { □住所を証する書面 { □（個人）住民票★
□（法人）商業登記簿謄本★ } いずれか
□申請依頼書（印鑑押印）

□（新使用者と新所有者が異なる場合）新所有者の申請依頼書（印鑑押印）

□旧使用者（旧所有者）の申請依頼書（印鑑押印）

□自動車検査証

□（ナンバー変更がある場合） { 旧ナンバープレートの返却
ナンバープレート代（種類により変動）

※ ★マークの証明書類は当事務所へもご依頼いただけます。

※証明書類は発行日から3ヶ月以内のものとなります。